

診断書記載ガイドライン

1	氏名					男・女
	生年月日	M・T・S・H	年	月	日生	(歳)
	住所					

ガイドライン

- 生年月日は、西暦で記載してもよい。

2	医学的診断
	診断名
	所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)
	備考 (診断が未確定のときの今後の見通し, 必要な検査など)

ガイドライン

〈診断名〉

- 病名についての診断を記載する。鑑定で求められる程度の検査・診察を行った上での確定診断である必要はないが、病院で通常に行われる程度の診察によってなされる診断である必要がある。成年後見の開始に当たっては、何らかの精神上の障害があることを要するので、病名についての確定診断が得られない場合には、状態像についての診断又は病名についての最も可能性の高い診断名 (病名については、「～の疑い」という形でもよい。) が求められる。

〈所見欄〉

- 現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往歴・合併症などについて、診断を導く根拠と考えられる症状の要点を簡潔に記載する。発症の時期, 経過についても概要を記載するほか、現病歴, 既往の疾患のうち、現在の精神の状態に影響を与えるものがある場合には、必要に応じてこの欄に記載する。
- 精神医学的診断に必要な検査については、実施した検査の名称及び結果を記載する。入院先の検査結果などで利用できるものについては、それを用いてもよい (その場合には、検査を実施した場所, 検査日時についても記載する。)

身体の状態についての検査としては、①理学的検査、②臨床検査 (尿, 血液) などが考えられるが、必要なもののみについて行い、その結果を記載すれば足りる。③脳波検査、④CT等もこれに当たるが、本人の症状に照らして、必要なもののみについて行えば足りる。

知能検査, 心理学的検査については、①WAIS-Rテスト (IQテスト)、②田中ビネー式知能検査、③長谷川式簡易知能評価スケール改訂版 (HDS-R)、④柄澤式老人知能の判定基準などが考えられるが、必要なもののみについて行えば足りる。

〈備考欄〉

- 診断が未確定の時の今後の見通し, 必要な検査などを記載する。この診断書を作成するため受診した場合はその旨記載し、従前から診察をしていた場合は、どのような経緯・目的で診療を受けていたのかを簡潔に記載する。

3 判断能力判定についての意見（下記のいずれかをチェックするか、（意見）欄に記載する）

- 自己の財産を管理・処分することができない
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

（意見）

判定の根拠（検査所見・説明）

備考（本人以外の情報提供者など）

ガイドライン

〈判断能力判定〉

- 裁判所が本人の判断能力について判断するための参考となる意見を記載する。4項目のいずれかをチェックすることもできるし、その記載を参考に、個々の事案に応じた適宜の意見を記載することもできる。

「自己の財産を管理・処分することができない」とは、日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度（後見に相当する。）、「自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要である」とは、日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は、自分ではできないという程度（保佐に相当する。）、「自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある」とは、重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがある（本人の利益のためには、誰かに代わってやってもらった方がよい）という程度（補助に相当する。）である（「診断書作成の手引」第1の4ないし7、p.2～4参照）。

後見・保佐の申立てにおいては、本人の精神の状況について原則として鑑定をすることになるので、申立てに当たって提出される診断書は、いわば手掛かりの役目を果たすとどまるものである。そこで、その場合には、必ずしもこのガイドラインによらない記載をすることでも足りる。また、任意後見の申立てにおいては、本人の判断能力が不十分な状態（著しく不十分又は判断能力を欠く場合を含む。）であることが分かれば、そのうちのどの程度に当たるかまで判断する必要がないため、そのような観点から意見を記載することで足りる。なお、いずれの場合においても、本人の判断能力の具体的な程度が明らかであれば事後の手の円滑な進行に役立つため、判断能力の具体的な程度を判断することができる場合には、それについても記載することが望まれる（「診断書作成の手引」第2の2、p.5～6参照）。

〈判定の根拠〉

- 判断能力判定に必要な検査の所見及び判定を導いた理由の要点を記載する。

知能検査、心理学的検査は、判断能力判定の必要に応じて実施すれば足りる。検査を実施した場合、実施した検査の名称及び結果を記載する。入院先の検査結果などで利用できるものについては、それを用いてもよい（その場合には、検査を実施した場所、検査日時についても記載する。）。

説明については、現在の精神の状態等（検査の所見も含む。）から診断結果を導いた理由の要点について簡潔に記載する。精神医学的診断は明らかであっても、原則として判断能力の判定について説明を要する。

〈備考欄〉

- 前提事実についての情報源（説明した者の本人との関係及び名前等）その他の事項のうち、裁判所の判断に当たって参考となることがあれば記載する。